

最高裁判決をもとに「同一労働同一賃金」を分析

社会保険労務士法人 北海道賃金労務研究所

札幌市中央区南1条西12丁目 新永ビル6階
 ☎011-271-1802 <http://www.roum-tingin.jp/>



石田 和彦

いしだ・かずひこ / 1992年
 北海道大学卒業後、食品メー
 カーに研究職として入社。
 2003年社会保険労務士登録。
 07年北海道賃金労務研究所
 設立。特定社会保険労務士。

「法改正への対応は、タイ
 ミングが重要」と話すのは、
 約400社と顧問契約を結
 ぶ「北海道賃金労務研究所」
 の石田和彦代表。
 年間2000件もの労務
 相談が寄せられる中、「同
 一労働同一賃金」への対応
 依頼も少なくなかったが、
 2021年4月に施行とな
 る中小企業の対応は、正規
 と非正規の役割を明確に区
 分するまでにとどめていた。
 最高裁判所の判決が控えて
 いたからだ。

10月13日に最高裁で判決
 が出た大阪医科大学事
 件などでは、アルバイトに
 賞与と退職金を支給しない
 ことが不合理ではないとさ
 れ、続く15日の各日本郵便
 事件では、契約
 社員への各種手
 当・休暇に関す
 る待遇差は不合
 理とされた。
 「昨年からさま
 ざまな情報が氾
 濫する中、対策を進めてき
 た中小企業も多いでしょう。
 これはこれで素晴らしいこ
 とですが、リスクが高い部
 分は早めに手を打ち、グレ
 ーな部分は情報が入るまで
 落ち着いて待つことも必要。
 企業経営で重要なポイント
 は「案配」です。そこをア
 ドバイスすることがわれわ
 れの役割」と石田代表。
 一連の最高裁の判決で、
 判断材料がそろいつつある
 と石田代表は見ている。
 「職務内容などに明確な違
 いがあれば、基本給や賞与、
 退職金は会社裁量がある程
 度認められます。ただ、各
 種手当や休暇などは別。こ
 れからが本番です」と呼び
 かける。